

【表1】65歳以上(第1号被保険者)の介護保険料の変更点

▷変更前(平成27~29年度)

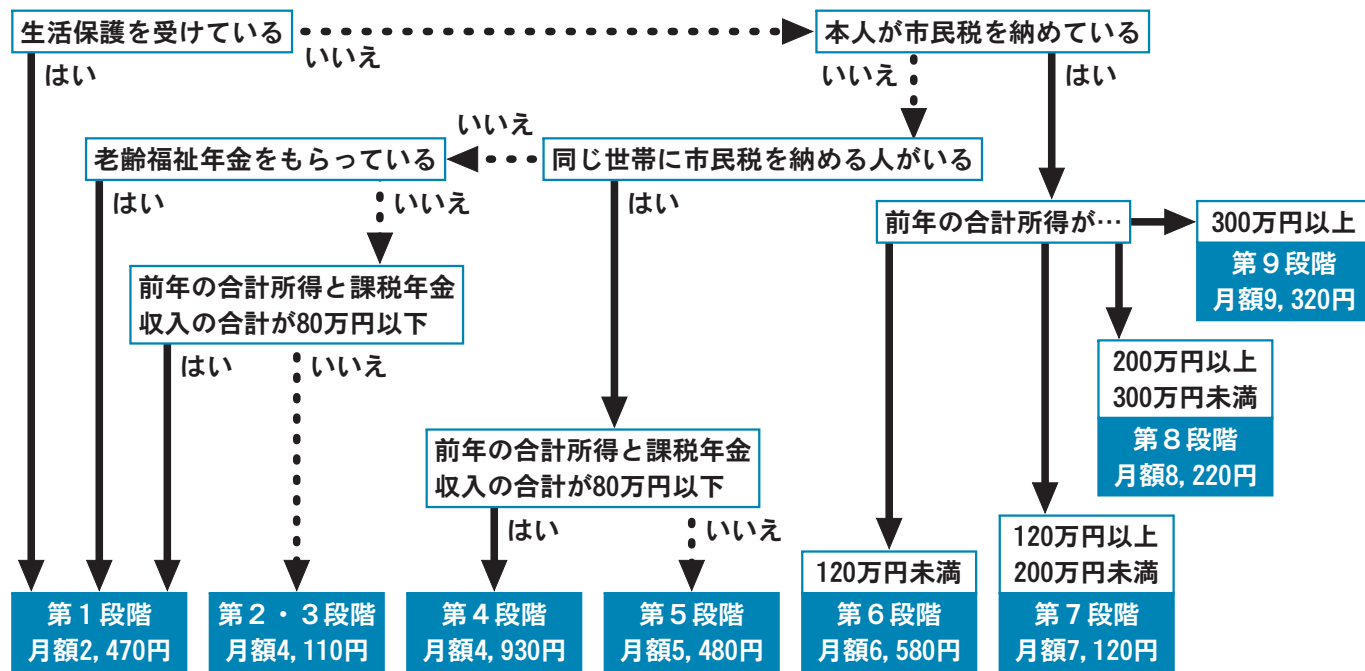
区分	基準額に対する割合(※1)	保険料	
		月額(※2)	年額
第1段階	基準額×0.45	2,250円	27,000円
第2段階	基準額×0.75	3,760円	45,120円
第3段階	基準額×0.75	3,760円	45,120円
第4段階	基準額×0.90	4,510円	54,120円
第5段階【基準額】	基準額×1.00	5,010円	60,120円
第6段階	基準額×1.20	6,010円	72,120円
第7段階	基準額×1.30	6,510円	78,120円
第8段階	基準額×1.50	7,520円	90,240円
第9段階	基準額×1.70	8,520円	102,240円

▷変更後(平成30~32年度)

区分	基準額に対する割合(※1)	保険料	
		月額(※2)	年額
第1段階	基準額×0.45	2,470円	29,640円
第2段階	基準額×0.75	4,110円	49,320円
第3段階	基準額×0.75	4,110円	49,320円
第4段階	基準額×0.90	4,930円	59,160円
第5段階【基準額】	基準額×1.00	5,480円	65,760円
第6段階	基準額×1.20	6,580円	78,960円
第7段階	基準額×1.30	7,120円	85,440円
第8段階	基準額×1.50	8,220円	98,640円
第9段階	基準額×1.70	9,320円	111,840円

※1 = 第1段階の基準額に対する割合は0.5ですが、所得の低い人が保険料を負担し続けることができるよう、これまでに引き続いて、負担割合をさらに0.05軽減し、0.45とすることとしました。  
 ※2 = 保険料の月額は、10円未満四捨五入です。

【参考】65歳以上(第1号被保険者)の介護保険料の区分決定フローチャート



【表2】70歳以上の人の高額医療合算介護サービス費の自己負担限度額の変更点

▷平成30年7月まで

区分(年収)	限度額
課税所得145万円以上	67万円
課税所得145万円未満	56万円
住民税非課税世帯	31万円
住民税非課税世帯(年金収入80万円以下)	19万円

▷平成30年8月から

区分(年収)	限度額
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上690万円未満	141万円
課税所得145万円以上380万円未満	67万円
課税所得145万円未満	56万円
住民税非課税世帯	31万円
住民税非課税世帯(年金収入80万円以下)	19万円

(9) 広報大船渡 30.4.11(No.1124)

▷問い合わせ=市役所 ☎0192@3111

# 介護保険制度の一部が変わります

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、平成30年度から介護保険制度の一部が変わります。

今回の改正は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにすることを目的とするものです。

本号では、主な改正点をお知らせします。

▷問い合わせ先

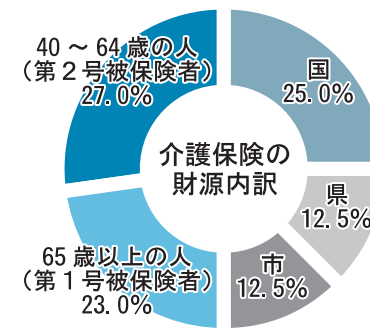
- ・介護保険料に関すること=税務課諸税係(☎内線170)/税務課収納係(☎内線157)
- ・介護保険制度に関すること=長寿社会課介護保険係(☎②2943)

## 主な改正点

### 4月からの改正点

①介護保険の財源構成が変更されます

介護サービスに要する経費から、利用者が負担する額を除いた残りは、65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料で23%【これまででは22%】、40歳から64歳の人(第2号被保険者)の保険料で27%【これまででは28%】、国・県・市の公費で50%をそれぞれ負担することになります。



②保険料が変わります

市では、今回の介護保険制度改正と、高齢者を取り巻く地域の情勢などを踏まえて、地域包括ケアシステムを一層推進し、高齢者が住み慣れた

## 8月からの改正点

③介護保険サービスを利用したときの自己負担割合が変更になります

介護保険サービスを利用した際の負担割合が2割の人のうち、特に所得の高い人の負担割合が3割になります。本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上の場合は463万円以上の人には、負担割合が3割となります。

④高額医療合算介護サービス費の自己負担限度額が変更になります

同じ世帯内で、医療保険と介護保険の自己負担額がいずれも高額になった場合に、両者を合算して年間の限度額を超えた場合には「高額医療合算介護サービス費」として、後から支給されます。70歳以上の人については、この自己負担限度額と所得区分が、8月から【表2】のように変更になります。



(8)